

令和4年度第1回「さいたま市食の安全委員会」 議事要旨

日時	令和4年5月16日（月） 14時00分～16時00分
場所	大宮区役所 601・602会議室
出席者 （敬称略）	<p>〔委員〕計12名 加藤 雅信／菊澤 好規／久家 慶子／新藤 みち子／ 高野 伊知郎／田邊 光／中村 啓子／藤野 恵／星野 和江／ 本山 陽子／森田 万里子／山田 昭夫</p> <p>〔関係課〕計9名 塚越消費生活総合センター所長代理 荒川係長／浅野健康増進課長代 理 永井課長補佐兼係長／戸村食肉衛生検査所長／清水地域保健支援 課長／岩城食品衛生課長／近藤生活科学課長／都築参事兼農業政策課 長／宮野健康教育課長代理 小泉指導主事／佐藤大宮区役所保健セン ター所長</p> <p>〔事務局〕計3名 食品・医薬品安全課：小島課長／小澤主査／新井獣医師</p> <p>〔傍聴者〕0名 〔報道関係者〕0名</p>
欠席者	<p>〔委員〕計1名 黒須 正平</p>
議題	<p>1 保健福祉局 保健部 食品・医薬品安全課長あいさつ</p> <p>2 委員の自己紹介</p> <p>3 委員長、副委員長の選出</p> <p>4 議事</p> <p>（1）「さいたま市食の安全委員会」について</p> <p>（2）「さいたま市食の安全基本方針」について</p> <p>（3）「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」について</p> <p>（4）令和3年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」 実施結果について</p> <p>（5）令和4年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」 案について</p> <p>（6）その他</p> <p>5 閉会</p>
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	<p>①次第</p> <p>②令和4年度 第1回「さいたま市食の安全委員会」 席次表</p>

	<p>③さいたま市食の安全委員会設置要綱</p> <p>④「さいたま市食の安全委員会」第10期委員名簿</p> <p>⑤（参考）「さいたま市食の安全対策会議」構成員名簿</p> <p>⑥（資料1）「さいたま市食の安全委員会」の概要</p> <p>⑦（資料2）さいたま市食の安全基本方針（冊子）</p> <p>⑧（資料3）令和3年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」の実施結果</p> <p>⑨（資料4）令和4年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」（案）</p> <p>⑩（資料5）令和4年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」</p>
問い合わせ先	さいたま市 保健福祉局 保健部 食品・医薬品安全課 電話 048-829-1300 FAX 048-829-1967

議事（1）

「さいたま市食の安全委員会」について

食品・医薬品安全課長から、資料⑥に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

議事（2）（3）（4）（5）

「さいたま市食の安全基本方針」について

「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」について

令和3年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」実施結果について

令和4年度「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」案について

食品・医薬品安全課長から、資料⑦、⑧及び⑨に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

<質問・意見等>

- ・令和4年度の目標について、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響で目標達成できなかったものについても同等以上の目標が設定されている。オンラインを利用した方法等、工夫するべきではないか。
- 新型コロナウイルス感染症の終息もあり得るということを前提に、昨年度と同じレベルの目標値を設定している。やり方については、デジタルの力を使う等、取り組んできているが、様々な方法を組み合わせながら進めていきたい。

- ・例えば資料⑧5 ページ I - (1) ア)「ホームページによる市民への情報提供の充実」で、令和3年度の実績の「正確で分かりやすい情報の提供に努めた」という指標の比較対象がないので分かりにくい。事業を行うこと（アウトプット）だけではなく、その結果どのような効果が得られるか（アウトカム）までが見えるプランにしてほしい。

→一律の指標値を設定できないプランについては定性的な指標にしている。講習会等を開催した際はアンケートを取っているので、食の安全に関する情報提供についても意見を聞いていけるように内容を充実させていきたい。また、アウトカムとして「さいたま市総合振興計画」で食の安全に関する市民の理解度を指標値として毎年測っているので、委員会の中でも紹介していきたい。

【参考】

「さいたま市総合振興計画後期基本計画 後期実施計画の令和2年度及び計画期間3年間の実施状況について」

<https://www.city.saitama.jp/006/007/004/011/006/001/002/p083410.html>

(230 ページ 事業コード 2421 食の安全推進事業)

- ・アンケート（効果判定）は大事。事前・事後でそれぞれアンケートをとると、どれくらいリテラシーが上がったかが見やすくなるので、そのような工夫もされると良いと思う。
 - ・「With コロナ」と言われているが、電子媒体を上手に活用していくことは、とても有効だと思う。歩みを止めないことが大事。
 - ・資料⑨Ⅲ - (2) イ)「施設の衛生指導に係る検査の実施」について、今年度から「集団給食施設、食品製造施設等におけるふき取り検査」という項目が増えているが、現地で製造機器をふき取って評価するということか。1施設で100検体ではなく、何施設かで合計100検体ということか。
- 本検査はHACCP（ハサップ）の運用を促すことを目的としている。食品等事業者は自主衛生管理を行っていただいているとは思いますが、HACCP制度では振り返ることが重要。機械に限らず、従業員が触るような冷蔵庫の取っ手等、見逃しやすい箇所のふき取り検査を行い、HACCPプランの見直しに役立てていただく。複数の施設で合計100検体である。
- ・微生物検査ということなので、事業者のもとに検査結果が届くまで相当時間がかかるのではないかと思う。食品衛生協会では、食品衛生指導員が現地でATPふき取り検査を行

い、その場ですぐに指導できる体制をとっているので、検査方法の一つとして考えていただければと思う。

・さいたま市も様々な国の方が住むようになった。多様化という観点も含めてアクションプランを検討して行ってほしい。SDGsの目標に関係するものもあると思うので、SDGsにも貢献できるように、広角的な検討をすると、より良いプランになると思う。

→食の安全を確保した上で、多様な食文化を許容していくような視点を持ったプランについても検討できるようにしていきたい。SDGsとのリンクについても、説明できるようにしていく。

・資料⑧8 ページⅡ－（１）「相談等への迅速な対応」について、どのような内容の相談が多かったのか。

→食品衛生課では営業許可や有症苦情に関する相談が多いと認識している。消費生活総合センターでは、食品の消費者被害に関する相談を受けており、いわゆる健康食品や食料品の表示、広告等に関する相談やその対応についての相談が多く、これらの件数等を計上している。

・資料⑧14 ページⅣ－（４）ア）「関係機関との連携強化」の埼玉県食品表示監視協議会における令和3年度の話題はどのようなものがあったか。

→本協議会は、埼玉県県民生活部消費生活課、埼玉県消費生活支援センター、埼玉県保健医療部健康長寿課、埼玉県保健医療部薬務課、埼玉県農林部農産物安全課、さいたま市消費生活総合センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）表示監視部表示指導課、農林水産省関東農政局消費・安全部消費・安全チームによる食品表示、広告等の相談受付実績や、食品表示の監視指導、違反对応等の情報共有を行っている。食品表示の相談や指導事例については、引き続き、いわゆる健康食品に関する事例が多かったことが確認された。

・資料⑧⑨17 ページⅣ－（４）ア）「自分にとって適切な食事の内容・量の普及啓発」について、例えば食塩は個人の努力で減らそうとしても難しく、公衆衛生的なアプローチが必要ではないかと言われている。諸外国でも政策的に取り組んでおり、イギリスではパンから食塩を除いたという例がある。日本は大分食塩量が多いので、公衆衛生的なアクションで何かするという考え、またはやっていることはあるか。何らかの方法で減らしていくことができると思うので、将来的にも考えてほしい。

→そこまでは至っていないが、一部の保健センターでは教室を開催し、各家庭のお味噌汁の塩分チェックを行い、家庭での食塩量を認識させるということは行っている。

・資料⑧9 ページⅢー（２）ア）「市内営業施設に対する食品衛生監視指導」について、1 件 1 件保健所食品衛生課の職員が店舗に行って衛生指導をしているのか。「旧法」「新法」とは何か。

→監視件数について、全て職員が施設に行った件数である。「旧法」「新法」については、食品衛生法が平成 30 年に改正、令和 3 年 6 月 1 日付けで完全施行された際に、営業許可業種の見直しがあり、34 業種から 32 業種に再編されたため、令和 3 年 6 月 1 日以前（旧法）・以降（新法）で分けて統計を出しているもの。営業許可は有効期限が 5 年間あるため、今後 5 年間は分けてお示しすることになると思う。

・監視件数は全体の施設数の何%なのか。

→令和 2 年度の営業許可施設数は約 1 万 6,000 件ある。同じ施設に複数回行っている場合もあるが、約 9,000 件に監視や許可調査等を行っている。

・飲食店で食品衛生責任者を選任して自主衛生管理をやっているということに安心した。事業者が自主的に検査や衛生管理を行っているということも知らせていただけると、消費者はより安心できるのではないかと思った。

→事業者の自主衛生管理に関する情報提供については、食品衛生協会とも相談しながら検討していきたい。

議事（6）その他

令和 4 年度「さいたま市食品衛生監視指導計画」について

食品・医薬品安全課長から、資料⑩に沿って説明を行ったのち、意見交換を行った。

<質問・意見等>

・用語解説に「さいたま市食育なび」が載っているが、例えば減塩についても食育なびに載せることも検討していただければと思う。食育なびのアクセス数は把握しているのか。

→アクセス数のカウントは行っており、少しずつ伸びている。

・アクセス数も効果判定につながる。情報提供に対してどのようなレスポンスがあるかを、次の改善につなげていくと PDCA サイクルが回ると思うので、検討していただきたい。